

発監理第 11 号
令和 3 年 7 月 5 日

(株) 徳政組
代表取締役 河原 宏 様

七尾市長 茶 谷 義 隆

指 名 停 止 通 知 書

この度、下記の行為を行ったことは、誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

1 指名停止の期間	令和 3 年 7 月 5 日から 4 箇月 令和 3 年 11 月 4 日まで
2 指名停止の理由	令和 3 年 5 月 18 日、七尾市ごみ処理施設建設工事現場の地中から、平成 25 年度七尾市発注の「旧第 1 衛生処理場解体工事」により発生した残置構造物（躯体、鉄筋等）が多数発見された。 同解体工事において、仕様書に定める「地下埋設物、地下ピット及び基礎の撤去」を怠った。 このことは、七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱別表第 1 第 4 号（契約違反）に該当すると認められるため、指名停止とする。